

高知県スポーツ少年団設置規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）寄附行為第36条に基づいて設置された高知県スポーツ少年団本部（Kochi Juniors Sport - Clubs Association略称K・J・S・A。以下「県本部」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 目 的

第 2 条 県本部は、協会の目的に従いスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 県本部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団体力テストを含む活動の普及・指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の国際・国内・全県交流事業の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団に関する調査研究の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 4 条 県本部は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし、事業実施の基本方針及び予算・決算ならびにその変更については、あらかじめ協会理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第 4 章 登 録

第 5 条 県本部への加入は、市町村スポーツ少年団及び県本部に登録し、かつ、日本スポーツ少年団に登録しなければならない。

- 2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。
- 3 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程を準用する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 6 条 県本部に次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|-------|----------|-----|
| (1) 本 部 長 | 1 名 | (2) 副本部長 | 若干名 |
| (3) 常任委員 | 30名以内 | (4) 顧 問 | 若干名 |
| (5) 委 員 | 60名以内 | | |

(委 員)

第7条 委員は、市町村スポーツ少年団がその本部長、副本部長又は本部役員の中から1名を選出する。ただし、高知市からは3名とする。

2 市町村スポーツ少年団が選出した委員が本部長・副本部長又は常任委員に就任した場合、市町村スポーツ少年団はその後任として新たに前項の中から委員を選出する。

(本 部 長)

第8条 本部長は、委員総会で推挙し、協会理事会の承認を経て、協会会長が委嘱する。

2 本部長は、県本部を代表し、団務を統括する。

(副 本 部 長)

第9条 副本部長は、委員総会で推挙し、協会理事会の承認を経て、協会会長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(常 任 委 員)

第10条 常任委員は、選出された委員のそれぞれの区分ごとに委員総会において委員の中から各地区ごとに選出し、本部長が委嘱する。

2 前項のほか本部長は委員総会に諮って高知県スポーツ少年団指導者協議会構成員及び協会理事ならびに学識経験者の中から、常任委員を委嘱することができる。

3 役員は常任委員会を組織し、県本部の団務を執行する。

(顧 問)

第11条 県本部に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任委員会で推挙した者につき委員総会の議決を経て、本部長が委嘱する。

3 顧問は本部長及び常任委員会の諮問に応ずる。

(任 期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(解 任)

第13条 役員が次の各号に該当するときは、委員現在数の3分の2以上の議決により、協会理事会の承認を経て協会会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第6章 名誉委員

第14条 本部長は、委員総会に諮って県本部の事業に顕著な貢献をした者を、終身の名誉委員に推挙することができる。

第7章 会議

(委員総会)

第15条 委員総会は毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

2 前項のほか、常任委員が必要と認めたとき又は、委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して招集の請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

3 常任委員は会議に出席し、意見を述べることができる。

第16条 委員総会は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。ただし、同一の事項について再度招集したときはこの限りでない。

2 委員が委員総会に出席できないときは、議決権を委任することができる。この場合において委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 委員総会の議事は出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(常任委員会)

第18条 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

2 前項のほか、常任委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して招集の請求があったときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

3 常任委員会は常任委員の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

4 常任委員会の議事は出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

5 本部長は、緊急に処理を要する議案につき、委員総会を招集する暇がないときは、当該事案を常任委員会に諮って処理することができる。この場合において、本部長は次の委員総会に報告しなければならない。

第19条 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合において委任した常任委員は出席したものとみなす。

第8章 専門部会

第20条 県本部には、常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会の運営について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第21条 県本部は、指導者の資質と指導力の向上のため、指導者協議会をおく。

2 県本部指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 リーダー会

第22条 県本部は、将来の指導者の確保と養成を図るためリーダー会をおく。

第11章 会 計

第23条 県本部の予算は、日本スポーツ少年団補助金、その他の補助金等寄付金及び登録料等をもって支弁し、協会の定めるところにより処理する。

第12章 事 務 所

第24条 県本部の事務は、協会事務局において処理する。

第13章 規 程 の 変 更

第25条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、協会理事会及び評議員会の承認をうけて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年6月4日から施行する。
- 2 この規程の施行と同時に旧規程を廃止する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月18日から施行する。